

# 行政 & 暮らしの情報






電話    ファックス    ホームページ    Eメール  
(各担当課のGはグループの略です)

  
**お知らせ**

**ダイヤルイン（直通電話）の運用開始**

津島市役所本庁舎では12月1日(金)からダイヤルイン（直通電話）の運用を開始しました。ダイヤルインとは用件のある部署へ直接電話をかけることができます。

各部署の電話番号については、市ホームページをご確認ください。なお、これまでどおり代表番号を使用することもできます。

**問合せ** 財政課管財・宮繕 G  
☎55-9616

**年末年始および祝日の家庭ごみの収集**

各家庭に配布の「家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に分別し、8ページの「年末年始を含む収集日程表」

のとおり間違いないように出してください。

**問合せ** 清掃事務所 ☎26-42288

**ごみの分別排出について**

**集積場へのごみ出納について**

必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出して下さい。

**ごみの分別について**

最近、可燃ごみへのびん・空き缶などの不燃物混入が見受けられます。

また、プラスチック容器包装の分別を理解していない排出も多く見受けられます。プラスチック容器包装(青袋)は、♻️(リサイクルマーク)が付いているプラスチック容器が収集対象です。「津島市家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に、間違いないように出してください。

**一時的な大量ごみについて**

ご家庭から一時的に大量のごみが出る場合は、1回につき5袋程度で、数回に分けて出してください。か、鹿伏兔最終処分場で許可書発行後に焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入をお願いします。

※分別が間違っているごみは、収集されません。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター

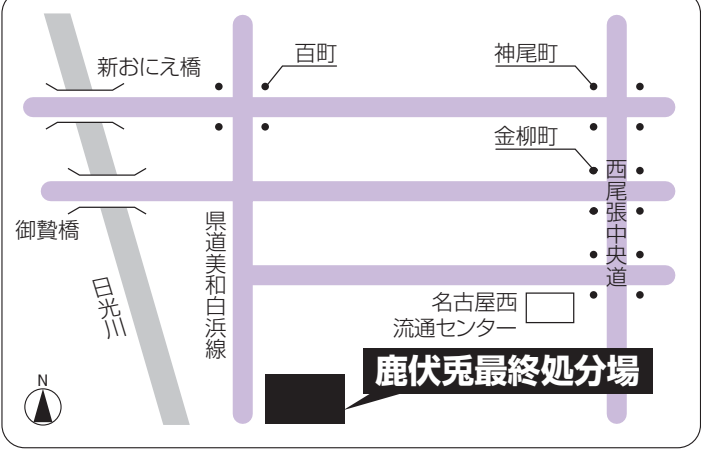
(☎31-333884)へお尋ねください。  
(12月29日(金)～1月3日(水)休み)

**問合せ** 清掃事務所 ☎26-42288

**リサイクルステーションについて**

鹿伏兔最終処分場において、リサイクルステーションを開設しています。資源リサイクルで、ごみ減量にご協力ください。

**開設場所** 鹿伏兔最終処分場(鹿伏兔町字袴腰32番地・地図参照)



**開設時間** 午前9時～午後3時30分  
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

**搬入可能物** 新聞紙、段ボール、古着、空き缶(スプレー缶等含む)、空きびん、使用済食用油、小型家電製品、その他金属製品

**注意事項** 家電リサイクル法に定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの搬入はできません。お問い合わせください。

**問合せ** 清掃事務所 ☎26-42288

コンの搬入はできません。お問い合わせください。

**問合せ** 清掃事務所 ☎26-42288

**転入された方、転出予定の方へ**

町内会は、地域の住民同士が支え合い、助け合うことにより、住みよい地域づくりをするために組織されている任意団体です。町内会にはそれぞれのルールがあり、安心して暮らせる地域づくりのためには、住民である皆さんの相互の協力が大切です。

市では、町内会代表者に、様々な活動にご協力をいただいています。

転入された方、転出予定の方は、円滑な町内会業務の運営のため、町内会代表者へご連絡いただきますよう、よろしくお願いします。

**問合せ** 市民協働課地域コミュニティG  
☎55-962008

**町内会に助成金を交付しています**

市では、地域の環境保全活動、町内会と市との連絡調整などを行っていただくため、町内会に対して助成金を交付しています。

助成金は、年2回に分けて振り込み、12月に後期分を交付します。

各町内会においては、安心・安全なまちづくりを目指し、様々な取り組みをしていただいておりますので、それらの活動の一助としてご利用ください。

**問合せ** 市民協働課地域コミュニティG  
☎55-962008

年金のお知らせ

厚生年金相談

中村年金事務所職員による厚生年金相談が、毎月2回行われています。

**相談日** 毎月第1・第3水曜日(祝日の場合は変更)

※市政のひろば「市民相談」のページをご覧ください。

**時間** 午前10時～午後3時  
**場所** 相談室(市役所1階)

相談の仕方

・年金手帳等、年金相談に関するものをすべて持参してください。市民課受付前にある「番号札」、「年金相談・手続受付票」を取り所要事項を記入の上、お待ちください。順番に相談できます。

※混雑時には、相談受付を制限する場合があります。相談できるのは、午前・午後各10人です。

※この年金相談では、共済年金や恩給の相談はできません。それぞれの連絡先へ確認してください。



社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には必要となる「平成29年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から送付されています。

なお、今年10月1日以降に初めて納付された方には、翌年2月上旬に送付される予定です。

年末調整または確定申告の手続きの際には、必ずこの証明書や領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

問合 保険年金課医療・年金G

☎24-11114

中村年金事務所

☎05214537200

ねんきん加入者ダイヤル

☎057000031004

☎03-663302525

(IP電話用)

高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた年間の自己負担が限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が払い戻されます。

※払い戻し金額が500円以下の場合には該当しません。また、同じ世帯でも異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

申請手続

**国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方**

該当者には、12月以降に通知文またはハガキを送付しますので、届きましたら保険年金課(市役所1階)で申請してください。

ただし、平成28年8月1日～平成29年7月31日の期間中、次に該当する方は通知文またはハガキが届かないことがありますので、現在加入している医療保険者に確認してください。

①市区町村を越えて転居をした方  
②他の医療保険から国民健康保険または後期高齢者医療保険に移った方

※②の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要です。

**被用者保険(全国健康保険協会 共済組合など)に加入している方**

手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますので、加入している医療保険者(事業所など)にお問い合わせください。

問合 保険年金課国民健康保険G

☎24-11113

保険年金課医療・年金G

☎24-11114

高齢介護課介護保険G

☎24-11117

来年金婚式を迎えられる方へ

津島市制71周年記念式典(金婚式の部)において、平成30年に結婚50周年を迎えられるご夫婦の長寿をお祝いします。

**日時** 3月1日(木) 午前10時

**場所** 文化会館

**対象**

- ・平成30年に金婚式を迎えられる夫婦(昭和43年にご結婚された夫婦)
- ・平成30年1月1日現在市内在住の方

**申出書配布および受付場所**

- ・人事秘書課(市役所3階)
- ・神守支所
- ・神島田連絡所

**受付期間** 1月4日(木)～31日(水)

**問合** 人事秘書課秘書G ☎24-1123

津島市認知症介護家族交流会

日時 12月19日(火)

午後1時30分～3時30分

場所 市役所4階中会議室

対象 認知症の方を介護しているご家族

参加費 無料

申込 電話、または直接左記へ。

問合せ 高齢介護課長寿福祉G

☎24-11118

家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方  
・市内に居住している方

市有物件を売払します

次の物件について、一般競争入札を行いましたが入札者がいなかったため、随時募集(先着順)により売払います。

売払物件

- ①津島市橘町1丁目83番  
ニュー津島ハイツB212号  
売払価格260万円
- ②津島市橘町1丁目83番  
ニュー津島ハイツB612号  
売払価格285万円

※事前に連絡をいただければ、現地案内します。

申込・問合せ 市民病院管理課用度G  
☎28-5151 内線2212



介護保険法の規定による認定が要介護度4・5の高齢者(40歳以上65歳未満であつて特定疾患に該当する場合を含む)を自宅で介護している家族の方

要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方

支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シート、ウェットティッシュ、口腔ケア用品

支給限度額 7万5000円(ただし、今年度すでに支給を受けた方は、前

回支給分と合わせて7万5000円(まで)

実施時期 平成30年2月

申込 12月1日(金)～15日(金)(土・日曜日は除く)に直接左記へ。

問合せ 高齢介護課長寿福祉G

☎24-11118

年末の交通安全県民運動

12月1日(金)～10日(日)

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。交通事故を未然に防止するため、次のことを心がけましょう。

飲酒運転を根絶しよう

飲んだら絶対に車を運転しない、飲酒運転を許さない社会環境をつくりましょう。

歩行中の子どもと高齢者および高齢ドライバーの交通事故を防止しよう

運転者は、子どもや高齢者等を見かけたら、速度を落とすなどの思いやり運転を心がけましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗中の交通事故をなくそう

夕暮れ時には歩行者や自転車に注意を促すため、車の前照灯を早めに点灯しましょう。



後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを必ず着用してから発進する習慣を付け、後部座席での着用も徹底しましょう。

問合せ 市民協働課地域コミュニケーションG

☎55-62688

年末の安全なまちづくり県民運動

12月1日(金)～20日(水)

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさない」「犯罪を見逃さない」

年の瀬を控え、あわただしさを感じる時期となりました。年末の準備の買い物や金融機関での入出金の機会が増え、これに伴ってひったくり等の犯罪が増えます。「自分は大丈夫」と油断せず、「自分はねらわれている」と気を引き締めましょう。

また愛知県では、住宅対象侵入盗被害が、10年連続全国ワースト1位という憂慮すべき状況にあります。一層の防犯対策に取り組みましょう。

運動の重点

- ・住宅を対象とした侵入盗の防止
- ・特殊詐欺の被害防止
- ・自動車盗の防止
- ・ひったくり等街頭で発生する犯罪の防止

問合せ 市民協働課地域コミュニケーションG

☎55-62688

## 日赤社資募集の結果

今年5月に実施した、平成29年度日本赤十字社社資の募集については、皆様のご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいた社資は、災害救護活動や血液事業、

奉仕団活動、社会福祉事業等に活用させていただきます。

**平成29年度社資 490万7,950円**

**問合** 日本赤十字社津島市地区(福祉課福祉G)

☎24-1115

## 障害者週間

12月3日(日)～9日(土)

広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により設定されました。

誰もが病気や事故などで障がいの状態になる可能性があります。障がいのある人もない人も、同じ社会の一員として、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を作るため、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なこととして考えてみませんか。

### 障がいのある人にかかわるマーク



#### 身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



#### 聴覚障害者標識

聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマークです。



#### 耳マーク

聴覚に障がいのある方がコミュニケーションを円滑にするため制定されたマークです。



#### 筆談マーク

筆談が必要な方がコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



#### 障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。



#### オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



#### ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



#### ハートプラスマーク

身体内部に障がいのある人を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、腎臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)の障がいのある方は外見から分かりにくいいため、このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。

### 障がいのある人への心づかい

障がいのある人は、生活するうえで様々な協力や、障がいに対する理解を必要としています。

障がい者等用の駐車スペースには駐車しない、盲導犬や補助犬の役割を理解しあたたかく受け入れる、障がいのある人が困っていたら声をかけるなど、必要な配慮や手助けを心がけましょう。

**問合** 福祉課福祉G ☎24-1115